

長野県高等学校における学校司書制度に関する研究

木内 公一郎

目次…1. 問題意識と先行研究

2. 研究の目的と概要

3. 研究の方法

4. 学校司書制度の軌跡

4-1 公費採用 (1969年～1966年)

4-2 学則改正運動 (1974年～1979年)

4-3 学則改正の実現 (1980年～1982年)

4-4 図書費増額運動 (1985年)

4-5 専門職員制度確立への取り組み

(1988年～1996年)

4-6 司書教諭配置への対応 (1996年～2004年)

4-7 民間委託問題 (2008年)

4-8 「新たな雇用形態」に関する交渉

(2009年～2011年)

5. 考察…長野県高等学校 学校司書制度の全体像

6. 今後の課題

1. 問題意識と先行研究

学校司書は学校図書館に勤務し、資料管理、読書支援サービス、教育・学習支援サービスを行う専門的な職員である。充て職である司書教諭が学校図書館業務に限定的にしか関われない中でその存在は極めて重要である。

改正された学校図書館法(2014年6月改正、2015年4月施行)「専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。」とある。改正の背景には様々な学校図書館関連団体による国会への働きかけがある。

一方で日本図書館情報学会では、共同研究LIPPERにおいて

単一の情報専門職を創設し、公共図書館、大学図書館の領域とともに初等中等教育の情報教育を担う情報専門職（学校）の提案を行っている。¹ 司書教諭とは別個の資格とし、学校図書館法の枠を離れ、教育諸法の改正を伴うことが想定されている。そして I P E R 研究の立場からは、司書教諭との関係を整理しないまま、学校司書を法制化することに対しての疑問も提示されている。

しかし、学校司書の実績と現実を飛び越えて、新たな専門職を創設するという方法は、学校司書法制化を進めてきた団体、学校司書から理解を得ることは難しいのではないだろうか。学校司書および学校図書館関連団体の実績を歴史的に評価し、新たな専門職にその経験と実績を包含する姿勢が必要であると考える。また法改正に伴い、今後さらに職員制度の検討と充実が必要である。

学校図書館関連団体については、松田、松本が学校司書にとって必要な情報を得る場となっていることを指摘し、その重要性について論じている。²

また松本、松田は学校司書を中心とした学校図書館関連団体の活動に注目し、その活動内容を明らかにするとともに人事制度との関係から活動の規定要因を明らかにした。事例として茨城県と神奈川県の高専学校・学校司書による学校図書館関連団体を取り上げ、両県における学校司書の職員採用の方法、団体の歴史、

組織形態、活動内容を明らかにした。結果、職員採用の方法は活動団体の独立性、テーマ選択、組織体制に大きな影響を与えていることが分かった。³

2. 研究の目的と概要

本研究では自治体レベルで学校司書の制度化を実現した長野県高校学校司書を事例として取り上げ、歴史研究を行う。長野県では1980年代初めに長野県高校教職員組合（以下、長野高教組）司書部が中心となり、学則の改正を実現し、「学校司書」を明記し、独自採用（有資格者からの採用）を実現させた。その後も学校司書の処遇改善研修による専門性の向上に一定の成果を上げている。

具体的には、1980年代初めから現在に至る、県教育制度、長野県教育委員会（以下、県教委）長野高教組および司書部、長野県高等学校図書館協議会（以下、長野SLA）の動きを中心に、専任、専門、正規の観点から専門職化運動の全体像を明らかにする。その中で特に組合と県教委が交渉して行く中でどのように学校司書制度が実現したのか。さらに組合、長野SLAが学校司書の専門性向上、専任の正規職員の採用と確保にどのように関わってきたのかを中心に調査し、明らかにする。

3. 研究の方法

組合の機関誌、県教委、長野S.L.Aの記録等の文献調査をもとに歴史的な観点から研究を行う。

4. 学校司書制度の軌跡

この章では制度史の転換点と思われる事象を8区分し、組合の資料、県教委の資料を元にして明らかにする。なお、本研究における「学校司書制度」とは、自治体の学校管理規則や条例等で職名、職務内容が明記されていることを指す。⁴

4-1 公費採用 (1960年～1966年)

1964年の学校図書館法施行以来、長野県高等学校ではPTA会費、生徒会費によって雇用された図書館助手が学校図書館業務を担ってきた。しかし、給与は低く、身分も安定しないことから、松筑図書館協会松筑学校図書館事務職員研究会⁵など県内学校図書館職員団体による公費採用を求める運動が行われた。運動の対象は県議会に対する請願、県教委に対する要求が出されている。また長野県高等学校教職員組合から県教委に対しても、図書館助

手の県費任用、各高校最低一名配置の定数化を要求している。

その後、文部次官通達「教育費に対する住民の税外負担の解消についての通達」(1960年12月19日付け)をきっかけとして、県教委は1961年2月に図書館助手79人を県費任用に切り替える方針を示した。そして1962年度から1965年度にかけて県高校全校に一名の公費採用の図書館職員を配置した⁶。

4-2 学則改正運動 (1974年～1979年)

県費採用された図書館助手(後に図書館書記)は長野高教組の事務職員部、婦人部、青年部に組織された。当時は専門職としての根柢がなかったため、専門職化を要求する運動を進める。1974年、長野高教組の事務職員部は県教委との交渉の中で、初めて学則への「学校司書」の名称設置・職務内容の明確化を要求した。その後1977年に学校司書で構成する司書部が発足する。活動の基盤を得た学校司書は学則改正に向けての運動を整えていくことになる。

その中心となったのは司書部機関誌「あらた」⁷、学校図書館と司書「実践の記録」(年刊)である。司書部としての方針、学校司書の実践事例報告のほか、組合運動の実践報告及び一次資料を掲載している。

また司書部としての研修（夏期、冬期の学習会、各地区の学習会）、合わせて県教育研究会、教育文化会議図書館研究会など研修機会の充実に務めた。学校司書が講師を務める新規採用者対象の研修会も毎年実施している。

4-3 学則改正の実現（1980年～1982年）

4-3-1 交渉の過程

この節では「あらた」⁷の記録から司書部と県教委の交渉過程を明らかにする。

1980年4月24日長野高教組役員会にて「学校司書の独自採用」（正規、図書館司書有資格者からの採用）「長野県高等学校学則改正」（職名を学校司書とし、職務内容を明記する）を重点目標とすることを決定した。そして6月から県教委と長野高教組の交渉が始まる。県教委から「学校司書」を認めるには、具体的な数字が必要。学校図書館で行っている仕事と、そこで司書が果たす役割または資格あるいは専門知識が無いことよって生じる問題点を明らかにするように指摘される（6月11日）。長野高教組では司書部役員が中心となって専門性を実証する資料を作成した。（表1参照）6月24日の交渉においてこの資料を提示し、学校司書の専門性を県教委に訴える。その結果、7月22日に県教委

教育長から「検討する」との答弁があり、7月30日「学則改正を含め、57年度実施を期して最大限努力したい」（県教委）との発言を引き出すに至った。この時点で県教委も学則改正に傾いたと思われる。その後11月の交渉で県教委側が「見込みあると考えるとよい」と答弁し、ほぼ学則改正と独自採用が県教委内で固まったと思われる。また交渉と並行して、信濃毎日新聞に学校司書の専門職化や学校図書館の充実を求める投書の投稿、さらに記事作成に協力するなど、県内世論に訴える姿勢をみせている。

3月3日県教委は長野高教組書記局に57年度（1982）から独自採用を実施し、56年度（1981）から学則14条の改正を通知した。

3月9日長野県は長野県立高等学校学則第14条別表第4に「学校司書」「図書館業務」を加えること、並びに昭和56年4月1日から施行すること公布した。これによって、正規、専任、専門の条件を満たす専門職制度が成立したことになる。

表1 交渉提出資料の概要。

① 学校図書館の実態と問題点
② 高校図書館司書（司書補）の職務内容分担 (1) 仕事の内容 を31項目にわたり分類 (2) 裏付けとなる図書館学の単位と科目 (3) 基礎知識（資格）を持たないことによる

困難
③ 学校図書館で行っている仕事 (1)係教諭との分担割合 (2)仕事の量
④ 長期休業中の勤務内容
⑤ 生徒の読書、図書館ばなれを解決しようとする司書の努力(事例)
⑥ 専門知識がないとできない事例(レファレンス事例)
⑦ 司書・司書補の有資格者数 85名中44名取得 10名取得中
⑧ 司書の一日の業務内容(1週間分)
⑨ 司書の異動状況 過去9年分
⑩ 学校図書館法、学則の問題点
⑪ 署名 県教育委員長宛「学校司書の独自採用に関する要請」72分会3、578名分

4-3-1-2 専門性の実証

長野高教組が交渉を優位に進めた直接的な理由として学校司書の実績、専門性を可視化し、提示することに成功したことである。県教委から専門性の根拠を要求された時に2週間弱の短時間で資料を用意することができたことが大きい。

提出資料の核となっているのは表1の②「高校図書館司書(司書補)の職務内容分担である。31種類の業務を『総合的な業務』、『整

理的な業務』、『指導的な業務』、『生徒委員会など』、『読書週間など』に分類し、個々の業務内容を説明している。また、『無資格者配置による影響』という項目を立て、その影響を生徒、教職員の項目に分け明確に説明している。さらに31業務毎に図書館司書課程の科目と関連づけることで、資格の必要性を明確にすることができた。

4-3-1-3 県教委の判断

県教委が長野高教組の要求を受け入れた判断の背景には何があったのだろうか。この点については長野高教組司書部が次のように分析している。『県教委が「独自採用」「学則改正」の英断を下したのは、「学校司書」の実態に即す必要性を認識した一方で、指導要領の57年度改定に伴う『ゆとり』重視があります。図書館教育の重視もそこにあると考えられます。』

これに関連する発言として教育委員長は県議会(1981年2月25日)に於いて、昭和56年度教育委員会関係の議案説明で次のように述べている。『多様な資質を持つ児童生徒の個性、能力に応じた創造的知性、豊かな情操、(中略)ゆとりある学校生活のなかで、知、徳、体の調和のとれた人間形成を求めて指導の充実強化をします。』(中略)なお、高等学校については、昭和57年度からの新学習指導要領による教育を目指して、その趣旨の徹底と円滑な移行に備えてまいります。』¹⁰⁾

発言にある新学習指導要領とは1977年から1978年に改定された学習指導要領のことである。ゆとりある充実した学校生活の実現を目指し、高校の卒業単位を85単位から80単位に、必修科目も普通科で7科目32単位に引き下げ、学習にゆとりを持たせている。^{11 12}

この発言からは図書館重視の姿勢は読み取ることはできないが、ゆとり教育の実施に向けて図書館を活用しようという意図が県教委にあったと思われる。

4-3-4 成立の要因について

1974年以来、司書部が学則改正と独自採用的を絞った運動を進めてきたこと、学校司書の業務を質と量の両面から県教委に対して実証したことである。

一方県教委は新学習指導要領、ゆとり教育への対応策として図書館教育を重視したいという政策的な判断があったと思われる。

4-4 図書費増額運動（1985年）

以下、『あらた』¹³の記述をもとに論述する。

1978年から続いた図書7カ年計画終了後、図書費が突然、大幅に削減された。前年度一校平均170万円と比較し、1985年度平均47万円（図書購入費総額3750万円）という大幅な削減となり、予算増額運動と交渉を展開した。陳情、請願、署名活動、マスコミ

ミを活用（取材、新聞投書欄）した情報発信を行った。この結果、県教委は1校平均90万円まで増額することを約束し、運動は終息した。

4-5 専門職員制度確立への取り組み（1988年～1996年）

以下、『あらた』¹⁴の記述をもとに説明する。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第4次改善計画（1950～1991）の終了を目の前にして、第5次計画の立案期にあり、日本高等学校教職員組合、日本教職員組合ともに学校図書館の専門職員制度確立に向けての取り組みを継続的に行った。

運動の目標は学校司書を教育職2級に位置づける、定数法への位置づけ、現職者の完全移行の原則、「専任司書教諭」案の実現である。長野高教組司書部もこの方針に沿った運動を進めた。しかし、これについて法律上の根拠がないことを理由に県教委側は受け入れることなく、1997年の学校図書館法の改正を迎えることになる。

4-6 司書教諭配置への対応（1996年～2004年）

1997年学校図書館法が改正された。長野高教組司書部、長野

S L A は改正に反対していたが、改正を受け、それぞれ対応策を打ち出すことになる。

4-6-1 長野高教組司書部

1997年6月の司書部定期大会において専門職運動の方針転換を行う。学図法改正に合わせ、「専任司書教諭の実現」から「新しい学校図書館職員制度」を要求することを決定した。その内容は①専任・専門・正規の職員②教育職2級の位置づけ③現職者の完全移行の3点である。

4-6-2 長野S L A

長野S L Aは県高校図書館の研修、調査研究を行う組織である。4地区（北信、東信、南信、中信）の協議会がある。会長職は学長が就き、理事、事務局は図書館系の教諭、学校司書で構成されている。

2000年から2004年にかけて司書教諭（問題）特別委員会を設置した。設置目的は司書教諭の何が問題であるのかを明らかにし、解決策を考えるためである。討議の結果、次のような結論をまとめている。

①司書教諭による実践事例が少ないこと ②学校司書の力量の高さ ③教育文化会議の図書館教育研究会のアンケートでも明らかにしているように学校司書が求める司書教諭の姿は「職員と

生徒の媒介やクッション役」「業務全体の総覧者または相談者」など実際の業務にあまり干渉を望んでいない。④司書教諭と学校司書の良好な関係を維持しつつ、司書教諭の資質向上、学校司書の明確な位置づけ、希望に応じた司書教諭への移行を待つべきである。¹⁵このように特別委員会の討議、結論を通じて、学校司書の立場を尊重することを長野S L A全体で再確認した。

4-7 民間委託問題

4-7-1 概要

2007年長野県行財政改革プランが発表される。その施策の1環として県行政と民間との協働、アウトソーシングの導入を掲げている。これについて検討する民間協働専門部会（第4回2008年4月）において、民間委託等が可能な業務として学校司書（高校の校用技師、農林技師とともに）挙げた。¹⁶

これを受け、長野高教組および司書部は民間委託反対運動を展開する。運動の内容は民間協働専門部会委員への働きかけ、県内書店業界、マスコミ、一般市民へのアピールである。民間協働専門部会では短時間ではあるが学校司書や組合からの要望が審議され、その後正式に学校司書は民間委託の対象から外れることになる。

4-7-2 県教委における検討

2009年4月「司書の新たな雇用形態の提案までの流れ」(作成：県教委高校教育課)(長野高教祖司書部：あらたー、学校図書館と司書、実践の記録 No.32、2009年、p.17所収)という文書が作成されている。以下、文書の概要を記す。

民間協働専門部会で石田委員が、「司書教諭以外に司書を置くことは個人的にはよいことだと思う。司書を置くことについても十分に検討されて、重要性についてよりよく県として判断していただいたという前提であれば、そういう書き方でよろしいと思う。」という発言をしている。庁内では職員提案制度で司書廃止の提案があった。司書の業務の進め方についても疑問が提示されている。そして庁内において、①廃止 ②非常勤 ③民間委託 ④派遣という4パターンを検討した結果、民間委託については書店組合等の反対あり、教育委員会として学校に司書は必要と判断した。その上で非常勤化への提案を組合側に提示した。

4-7-3 民間委託問題のまとめ

学校司書の民間委託が回避された理由としては、組合による専門部会委員への働きかけや社会へのアピールが専門部会、行政改革課、県教委に届き、撤回させたと見ることができる。しかし一方で県教委も庁内全体での検討を慎重に行い、民間委託では生徒

の個人情報管理の問題が出ること、校長が直接、司書に指示ができないこと等を挙げて、県教委も民間委託に反対する立場を明確にした。¹⁷このように組合側の成果として見るだけでなく、教育行政を担う県教委の主張も民間委託撤回の力として働いたと見ることが適当である。

4-8 「新たな雇用形態」に関する交渉(2009年～2011年)

4-8-1 交渉の過程

2009年から2011年にかけて9回にわたり、県教委と長野高教組、司書部、県職労(長野県職員労働組合)による交渉が行われた。2008年の民間委託の撤回後、県教委は学校司書を「新たな雇用形態」に変更することを提案する。以下はその概要である。

2009年4月14日

「新たな雇用形態」について県教委から提案される。提案の趣旨は以下の通りである。¹⁸

1. 司書を行政事務嘱託員(1年契約更新5回まで)にすること
2. 理由…司書教諭が制度化されている。学校図書館の蔵書管理システムが稼働し、学校司書の仕事量が軽減されているので、正規職員でなくてもよいということである。

2009年12月18日

県教委は「学校司書の見直しについて」（作成…長野県教育委員会事務局 高校教育課）¹⁹ という文書を交渉で提示し、長野高教組、司書部に非常勤職員化への提案を行う。以下のその文書の要点を記す。

I. 見直しの理由

1. 給与上の課題（昇級停止が確実な職種）

2006年における給与構造改革において「枠外昇級」が廃止されたことにより、一人職場の学校司書にポスト職を設けることはできない。4級（主査、主幹）5級（専門幹）の最高号俸で終わってしまう。意欲ある職員の確保や労働意欲を維持できない。

2. 採用上の課題

中級職の大半が4大卒で上級職並みの学歴でありながら初級職をよりも処遇が低い職。仮に上級職として採用すると学校司書の専門性を維持できない。

3. 人事上の課題

仮にポスト職を設けても、全員がその職に就くことはできない。

県立図書館のような複数の司書がいる職場では別であるが、その場合司

書の間で処遇に差が生じる。学校司書を採用しても将来的に高校数が減少すれば職種転換を含め職員の意に沿わない人事異動もあり得る。

4. 任命権者としての責任

仮に民間委託になれば、採用した職員に職種転換等を求めるなど学校司書の処遇等さらなる影響を与え、学校現場に相当な混乱を招く恐れがあることから、学校司書の採用を行うことは極めて難しい。

5. 非常勤職員（行政嘱託等）の提案

(1) 欠員校から非常勤職員を配置すれば正規の学校司書の処遇に影響がないこと

(2) 生徒との関わりが生じた時に学校の職員として対応できること

(3) 校長が学校司書を直接指示できること

(4) 校用技師、農林技師も非常勤職員に切り替える予定であること

(5) 非常勤講師や賃金職員のように非常勤の職員を任用している実績があること

(6) 司書資格を保有する者に対して一定水準の報酬を支払えること

II. 学校司書を非常勤職員とするにあたっての課題

(1) 現在、生徒指導や生徒を引率して書店での図書選定にも学校

司書が関与しているが、本来教員が行う業務については見直しを行い、非常勤嘱託は業務を限定する。

(2)任用期間や任用回数、研修等は検討する

(3)学校司書の定数基準について見直す。

以上が県教委の文書の要点である。1～4に関しては県行政における人事制度の観点から現行の学校司書制度の問題点を正確に指摘していると言えるだろう。5の(4)(5)については、非正規雇用の問題点を指摘することなく、現状を追認しているだけである。5の(1)は交渉対象である長野高教組ならびに司書部が正規の教職員が中心であるところから、交渉を有利に進めるための材料として記述したと思われる。

2010年6月4日

県教委は「規模方式・拠点方式」の提案を長野高教組側に行う。規模方式とは一定規模に満たない高校に欠員が出た場合には新たな雇用形態職員を配置する。拠点方式は地域の拠点となる高校以外に欠員が出た場合には新たな雇用形態職員を配置するというものである。²⁰

県教委による学校図書館利用状況調査について

2011年2月、県教委高校教育課は組合側に対して2010年6月に独自に行った調査について報告している。以下、要点をまとめる。²¹

「2005～2009年度図書館利用状況調査」

86校（正規61名、臨時的任用職員24名、再任用1名）

調査区分…蔵書冊数、貸出冊数、相互貸借、リクエスト、レフ
アレンサービス、授業との連携時間

考察の結果…正規以外の学校は利用率が10％～60％ダウンする。

学校司書の今後のあり方について²²（2011年2月）

上記の「学校図書館利用状況調査」結果を受けて、「学校司書の今後のあり方について」という文書を提示し、当初の「規模方式・拠点方式」を撤回し、通学区（旧12通学区）ごとに正規職員が他校の新たな雇用形態による学校司書への助言・指導、図書館運営支援、研修等を行い、図書館の管理・運営に係るノウハウの継承や個々人の能力向上を見据えた新たな配置体系を構築するという提案を行った。

出席者…長野県教育委員会 田中高校教育課長以下8名

長野県高等学校教職員組合 高村執行委員長以下、執行部、司書部、支部代表、長野県職員労働組合

(以下、議事録の要約)

高校教育課課長…平成22年度県議会において阿部守一知事が「学校司書における図書館および司書の重要性を考えた場合、業務量によっては正規職員が担う役割もあり得るのではないか」²⁴ (9月定例県議会 平成22年10月1日)と答弁した。その趣旨に沿って検討を進めた。

①人事異動や退職に伴い司書が臨時的任用職員になった高校では、すべての要素で利用率が下降する傾向にある。

②一人職場である学校司書の業務量は、その職員のやる気や能力によるところが大きく、高校規模、高校の種類等は直接関係ない。

2003年度の業務量を1.0として2010年度の業務量を算出した。それによると管理業務については蔵書管理システム導入により業務の効率化が図られた(0.54↓0.29)。運営業務についてはレファレンス、授業支援、利用支援の増加に伴い(0.34↓0.44)増加した。合計すると2010年度は0.85である。

よって正規職員でなくても可能性がある。しかしすべての非正規職員にすると図書館の機能の低下を招く恐れがあるので、旧12通学区ごとに正規を配置し、新たな雇用形態の他校の司書の助言・指導・図書館運営支援・研修を行うなど、能力の向上や継承を見据えた新たな業務体系を構築すること。

教育的見地の部分の仕事もしていることは十分承知しているが、その部分についてはあえて積み上げていない。

行政職の人には行政職の仕事をしてもらいたい。具体的には第二職員室の代わりに学校図書館がなっていてそうした生徒の対応や、特別支援的な生徒の対応。これは明らかに教職の部分である。

2011年10月17日交渉²⁵

新たな雇用形態職員の労働条件を詰める交渉となる。

県教委 田中高校教育課長以下8名

高教組 高村執行委員長以下執行部、司書28名、支部代表6名

県職労 本都役員 司書3名

長野高教組本都役員…学校司書の新たな雇用形態については評価している。年齢のアンバランス(20歳代がない)を考えると採用試験を実施してほしい

高校教育課長…教育委員会としては十分に必要性を認識してい

る。人事課や行政改革課等へお願いしている。

新たな雇用形態職員の労働条件・司書の有資格者、特別職の非常勤職員、勤務時間は7時間45分、勤務日数月20日以内、超勤なし、賞与なし、年休10日報酬額について15万1千500円

2011年11月4日交渉²⁶

県教委 田中高校教育課長以下8名

高教組 高村執行委員長以下執行部、司書また分会代表

県職労 本部役員 司書

田中高校教育課長・教育委員会としては、一貫して正規の司書の採用試験の必要性を十分、認識しているという立場で、粘り強く人事課や行政改革課に趣旨を説明して理解を求めてきた。司書の採用試験について検討してもらえらという段階まで来た。

2011年11月10日交渉²⁷

県教委・新たな雇用形態の労働条件のうち、月20日の勤務日数について月の平日が20日に満たない場合には20日勤務ができる。任用期間は5年を限度とするが、教育委員会が必要と認めるときは、この期限を延長することができる。報酬額は20万円とする。

これを受けて、長野高教組執行役員、司書部役員の間合議で

高教組交渉団に県教委の提案の受け入れを提案し、交渉は妥結した。以下は県教委と組合側で交わされた確認書の全文である。

「学校司書の新たな雇用形態への転換に関する確認書」²⁸

1. 新たな雇用形態について

(1) 正規職員の退職等に応じて、新たな雇用形態の職員の任用を

平成24年度から順次実施するものとする。

(2) 新たな雇用形態職員の任用は、司書資格を有することを条件

とし、公募により行うものとする。

2. 高校における図書館教育について

(1) 正規職員は新たな雇用形態職員に対して助言・指導、運営支

援、研修等を行い、図書館教育の水準向上と自らの能力向上

に努めていくこととする。

(2) 図書館教育の水準向上等を図るため、平成24年度に司書採用

試験を実施するよう検討する。

3. 今後、問題が生じた場合には、双方が誠意をもって話し合う。

平成23年11月10日

長野県教育委員会 教育長 山口 利幸

長野県高等学校教職員組合 執行委員長 高村 裕

長野県職員労働組合 中央執行委員長 高橋 精一

4-8-2 県教委の姿勢と主張について

行財政改革プランに沿って、県教委は学校司書民間委託の妥当性の検証を行った結果、教育上の配慮から反対の意向を示している。しかし非常勤職員化の流れは無視できず、「新たな雇用形態」提案に至ったと思われる。しかし、一方的な主張ではなく、エビデンス（証拠）を組合側に提示するという形で合意形成に努めている姿勢を読み取ることができる。さらにこの一連の提案については知事、副知事の了解のもとに進めている。また行政嘱託の給与アップを巡っては県財政課、行政改革課とも積極的に折衝し、当初の15万円から20万円への増額に尽力している。県教委は図書館教育の重要性に一定の理解を示したとも言える。

4-8-3 長野高教組および司書部の対応

2009年4月に県教委から「新たな雇用形態」導入が提案されてからは、市民へのアピールと政治家への働きかけを中心に運動を行っている。

長野駅前において学校司書も街頭に出て宣伝活動を行い、学校司書の非常勤化の危機を直接市民に訴える。2009年12月～2010年2月にかけて司書部各支部で県会議員と面談（合計43名）し、「新たな雇用形態阻止」の働きかけを行う。

2008年から「学校図書館フェスタ」を開催している。これは

学校図書館の業務を紹介し、広く県民に学校司書、学校図書館が果たす役割を理解してもらうこと目的としている。

県教委との交渉における主張の要点は①学校司書が学校教育において担う責任の重さ。②低賃金で不安定な身分では、その責任を果たすことができない。③独自採用の再開を求める。以上の3点に集約される。

広く社会に訴え、市民や政治家を味方につけるといふ方法で反対運動を進めるといふ特徴が見られた。しかし、県教委の主張を反証するエビデンスを提示することはできていない。

5. 考察・長野県高等学校 学校司書制度の全体像

5-1-1 司書部

1981年に専門、専任、正規の条件を満たす学校司書制度が実現した要因は、組合が学校司書の専門性を県教委に対して実証したこと、県内世論へ訴える姿勢を示したことである。同時にゆとり教育への対応を考慮した県教委の政策も要因の一つであると思われる。

その後は図書費の増額運動、民間委託反対運動など学則改正運

動の手法を利用して、成功させるという実績もあげている。

司書教諭問題においては学校司書も議論に加わり、教諭からもその実力が認知された。その後も2008年の民間委託問題では部会委員への効果的な働きかけによって、委託を阻止するという成果もあげている。一方、県教委も民間委託に関しては教育的な配慮から反対しているが、業務調査を実施し、非常勤化に向けての準備を進めていた。

長野高教組および司書部は従来のスタイルで反対運動を展開するとともに、学校司書の重要性を訴え続けることによって、一方的な非正規化を防いだ。具体的には通学区の拠点となる高校については正規職員を置くこと、行政嘱託の労働条件の改善にも成果をあげることができた。

5-1-2 県教委

1981年の学則改正から一連の対応を資料から検証する限り、組合側の要求を受け入れる際は、組合側から合理的な根拠が示され、なおかつ県教委の政策的な理由も一致していたときに受けられていると見ることができるといえる。

組合側が専任司書教諭の要求を打ち出した時に見られるように法律上の根拠がない場合には明確に拒否をしている。民間委託や

その後の「新たな雇用形態に関する交渉」では県教委も民間委託と県高校の実情とは合致しないことを理由に反対する姿勢を打ち出している。また学校司書をすべて非正規化することによる図書館利用の低下という短所を認識していた。そのことを通じて県教委が学校図書館の重要性を理解していること（そのような姿勢を示したこと）も2011年における合意形成に大きな影響を与えていることは確かであると思われる。

5-1-3 学校司書制度の変遷

図1は職名と採用形態を表している。①は主に正規雇用の学校図書館職員の変遷を示している。1954年から1961年までは

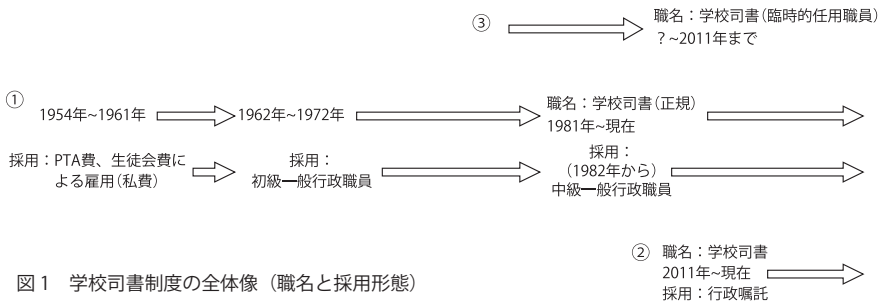


図1 学校司書制度の全体像（職名と採用形態）

私費の学校図書館職員が採用され、学校図書館業務を担ってきた。1981年以前の職名は、図書館助手、図書館書記、主事と変遷しているが、年代で明確に区切ることができないので、図には入っていない。

1981年の学則改正により「学校司書」が正式名称になり、中級一般行政職採用に変更された。

③は学校司書の退職等の補充のために一時的配置された臨時的任用職員である。採用が始まった時期については不明である。②は「新たな雇用形態」交渉の結果、制度化された行政嘱託として採用された学校司書である。

正規の学校司書は、2011年の制度改革によって、行政嘱託の学校司書に対する助言・指導、運営支援、研修等を行い、図書館教育の水準向上と自らの能力向上に努めるという新たな職務が追加された。

2011年の制度改革については、全国的な公務の非正規化という政策が進むなかで長野県（県教委、高教組）はお互いに妥協をしつつ、正規採用の廃止を回避したと言えるであろう。

そして2013年度は両者の合意のとおり、独自採用1名が実現している。しかし2014、2015年度は連続して採用はなかった。2011年の制度改革が本当に機能するのか、未知数である。

6. 今後の課題

さらに関係者へのインタビューを進めるとともに、他県における学校司書制度についての調査研究を進め、比較研究を行う予定である。

なお、快く資料を提供していただいた皆様に心より感謝申し上げます。（J）

【注】

- 1 上田修一、根本彰「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」最終報告書『日本図書館情報学会誌』No.2、2006、p.101-128.
- 2 松田ユリ子、松本直樹「学校図書館関連団体の活動とその規定要因―2県の高等学校・学校司書の事例調査から」日本教育情報学会第28回年会（2012.8）p.94-97
- 3 松本直樹、松田ユリ子「学校図書館関連団体の活動と規定要因：大妻女子大学―社会情報系―社会情報学研究21号（2012）p.195-208.
- 4 例えば、群馬県は1970年に高校司書に関する規則を制定。「群馬県教育委員会事務局等の職の設置に関する規則」「職種は事務職員、職は学校司書、職務内容は上司の命を受け、学校図書館事務をつかさどること」とある。新潟県は1972年に学校管理運営規則を改正、司書・司書補職制確立している。（典拠：学校図書館50年史年表、全国学校図書館協議会『学校図書館50年史年表』編集委員会編 全国学校図書館協議会、2001）
- 5 この団体の詳細については不明である。
- 6 長野高等学校教職員組合司書部「司書公費化のあゆみ」
- 7 長野高等学校教職員組合司書部「独自採用と学則改正」『あらた〜学校図書館と司書』実践の記録』No.4、1981、p.7-15.
- 8 長野県報「昭和56年（1981）6月6日」p.16-17.
- 9 あらた〜学校図書館と司書』実践の記録』No.3、（1982）p.40-55.
- 10 長野県議会（定例会）会議録 第230回、昭和56年（1981）2月25日、p.121.
- 11 文部科学省「学習指導要領の変遷」
http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chukyov/chukyov3/004/siryov/_jcsFiles/afeldfile/2011/04/14/1303377_1_1.pdf
（参照2014-04-08）
- 12 土屋基規「現代教育制度論」ミネルヴァ書房、2011、p.127.
- 13 長野高等学校教職員組合司書部「特集：図書費削減に直面して」『あらた〜学校図書館と司書』実践の記録』No.8、1985、p.5-28.
- 14 長野高等学校教職員組合司書部「学校図書館専門職員制度確立運動の取り組み」『あらた〜学校図書館と司書』実践の記録』No.12、1989、p.58-59.
- 15 長野高等学校学校図書館協議会「長野県高等学校図書館協議会研究集録2004年度」長野県高等学校図書館協議会、

2004, p.38.

- 16 長野高教組FAXニュース、No.125,2008年4月28日(「あらた」学校図書館と司書「実践の記録」No.31,2008,p.15.所収)

- 17 長野県教育委員会高等学校教育課 学校司書の見直しについて、2009年12月18日(「あらた」学校図書館と司書「実践の記録」No.32,2009,p.19所収)

- 18 長野高教組新聞 2009年5月5・15日合併号、p.4

- 19 長野県教育委員会高等学校教育課 学校司書の見直しについて、2009年12月18日(「あらた」学校図書館と司書「実践の記録」No.32,2009,p.19所収)

- 20 長野高教組新聞 2010年6月15日

- 21 長野県教育委員会高校教育課 図書館利用状況調査について、2010年6月(「あらた」学校図書館と司書「実践の記録」No.32,2010,p.18所収)

- 22 長野県教育委員会高校教育課 学校司書の今後のあり方について、2010年6月(「あらた」学校図書館と司書「実践の記録」No.32,2010,p.19所収)

- 23 長野県高教組司書部 司書部だより No.2213(2011.08.08) 発言の全文を以下に記す「知事(阿部守一君)高等学校

の図書館司書についてのお尋ねでございます。高校生の皆さんには、ぜひ多くのよき本との出会いをしていただきたいと思いますが、学校の司書、生徒の成長段階や性格等にに応じて図書を紹介する、あるいは適切なアドバイスをを行うというところで、生徒の精神的な成長のサポートを行うという観点で重要な役割を果たしてきていただいていると考えています。

学校司書の雇用形態については、これまでさまざまな検討経過があるというふうには伺っていますが、学校現場における図書館及び司書の重要性を考えた場合に、業務量によっては正規職員が担う役割もあり得るのではないかと、いうふうに考えています。

いずれにしても、この問題に関しては、現在、教育委員会職員団体等関係者の方々と話し合いを継続しているというふうには伺っておりますので、その動向を注視してまいりますとさせていただきます。以上です。」

(長野県議会 会議録 [- 39 -](http://nagano.gijiroku.com/voices/CGI/voicweb.exe?ACT=200&KENSAKU=1&SORT=0&KTYP=1,2,3,0&FBKEYI=%8Aw%8D2%8E1%8F%91&FBCHK=OR&KGRP=1,2,3&FYY=2010&FMM=09&FDD=01&TTY=</p></div><div data-bbox=)

- 2010&TMM=10&TDD=31&TTTT=%96%7B%89%EF%8
B%2C&YAKU=%62m%8E%96&TTTT_SUBT=%95%BD
%90%AC%82Q%82Q%94N%81(@%82X%8C%8E%92%E8%
97%E1%89%EF%96%7B%89%EF%8B%81%7C10%8C%8
E01%93%FA-04%8D%86&KGN0=324&FINO=1210&HU
ID=119904 トクセス確認 2014.12.21)
- 25 2011/10/07 新たな雇用形態交渉⑦ 要約（あらた〜学
校図書館と司書、実践の記録 No.34 (2011) p.22-31.所収)
- 26 長野県高教組司書部、司書部だより、2011.11.22
- 27 あらた〜学校図書館と司書、実践の記録
No.34 (2011) p.42-50.
- 28 あらた〜学校図書館と司書、実践の記録
No.34 (2011) p.54.